第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年6月19日(金)午後2時00分

場 所 津市一志農村環境改善センター 2階 大会議室

出席部会委員 6田口 慶則・14宮本 政春・15守山 孝之・16中谷 秀也

17 西森 偉統・18 結城 晉三・20 諸戸 善昭・22 中野たつ子

24 前田 孝幸

以上9名

欠席委員 7森哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総 合 支 所 久居:藤巻担当主幹 一志:澤田担当副主幹

白山:境担当副主幹 美杉:磯田担当主幹

議事録署名者 6田口 慶則・14宮本 政春

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

について <別冊>

議 長 それでは、部会に入らせていただきます。

本日は1名、7番 森 哲也委員が欠席ですので、よろしくお願いします。 議事録署名委員に、6番 田口 慶則委員、14番 宮本 政春委員、よろ しくお願いします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。

事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から2で、合計件数は2件、合計面積は3,007.63㎡で、その内訳は、田が1,681.91㎡、畑が1,325.72㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから3ページをお願いします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は21,004.80㎡で、その内訳は田が15,527.80㎡、畑が4,981㎡、他が山林で496㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権 移転)、でございます。

番号1、庭用地 でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で180㎡でございます。

5ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)、でございます。

番号1、一般個人住宅用地 でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で248㎡でございます。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)を 議題とします。事務局、説明願います。

事務局 6ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)で ございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、面積 322,835㎡、渡人 ____、面積 1,655㎡、申請地 木造町船橋____、台帳地目・現況 地目とも田、面積 1,041㎡ 外1筆、合計面積 1,520㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡 人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号2、地区 栗葉、受人 、面積 49,857㎡、渡人 、面積 1,630m²、申請地 稲葉町稲初垣内 、台帳地目・現 況地目とも田、面積 171㎡ 外1筆、合計面積 209㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡 人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号3、地区 倭、受人 、面積 6,428㎡、渡人 面積 438㎡、申請地 白山町佐田カシヲ 、台帳地目・現況地目と も畑、面積 438㎡。 これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受 けるものです。 以上、合計件数は3件、合計面積は2,167㎡で、その内訳は、田が1, 729㎡、畑が438㎡でございます。 いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下 限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しない ため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 長 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。 1番、お願いします。 6番 田口です。5日に現地を久居事務局と私と地元推進委員、3名で見て 田口委員 まいりました。詳細については、事務局の説明どおりでございます。場所は の南へ約300mほどでございます。何ら問題ございませんので、よろし くお願いします。 議 長 2番について、お願いします。 事務局 久居事務局です。よろしくお願いします。2番について説明させていただき ます。 6月5日の午前中に農業委員の森委員、地元推進委員と現地を確認いたしま した。場所については、南に約100mのところでございまして、当 該委員から特に問題ないということで伺っております。ご審議、よろしくお願

いします。

議 長 ありがとうございます。 3番、お願いします。

西森委員 17番 西森です。コロナの関係で、本来、私と違うのですけれども、人数 を減らした中で行きましたので、私が報告させていただきます。

6月5日ですけれども、地元推進委員、それから私と、白山事務局というメンバーで現場を見てまいりました。現状は、草刈りもきちっとされたような場所でありました。何もつくっているようなことはなかったような状況の場所です。あとは事務局の説明どおりで、何ら問題はありません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定し たいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明願います。

事務局 7ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬広垣内____ 、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,454㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、 $582.1 \, \mathrm{m}^2$ 、パネルの設置率は、転用面積の $40 \, \mathrm{\%}$ になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、申請者 ____、申請地 一志町波瀬広垣内___、台帳地目・現況地目とも田、面積 380㎡ 外1筆、合計面積 1,8 57㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、636.4 m、既設の小屋及び法面を除いた有効設置面積に対するパネルの設置率は、40%となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 波瀬、申請者 、申請地 一志町波瀬広垣内

	これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、582.1㎡、隣地の山林と一体利用し、パネルの設置 率は、40.6%となります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号4、地区 高岡、申請者、申請地 一志町高野池ノ下 _、台帳地目・現況地目とも田、面積 396㎡。 これにつきましては、申請地を駐車場用地、資材置場用地とするものです。 転用行為は地権者が行うもので、一志町其村に事業所を有する有限会社 が借り上げ、車両・重機の駐車場、資材置場用地とする計画です。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号5、地区 丹生俣、申請者、申請地 美杉町丹生俣北垣内 、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 142㎡ 外3筆、合計面積 1,555㎡。 これにつきましては、申請地を植林とするものです。 周囲が山林のため、昭和45年頃から杉を500本植林した旨の始末書の提 出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	以上、件数は5件、合計面積は6,485㎡で、その内訳は、田が4,199㎡、畑が2,286㎡でございます。 この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見 をお伺いします。 1番から3番まで、よろしくお願いします。
宮本委員	14番 宮本です。5日、地元推進委員立会いの下で現地を確認してきました。場所はの一番奥、の一番奥で、これ以上トンネルまで何もないというところです。3筆とも、もう太陽光しかないような感じのところで、これまでにもいくつか許可をしている場所です。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	4番、お願いします。
守山委員	15番 守山です。今回、私1人と地元推進委員、そして本庁の次長と一志事務局の4名であたりました。これはのはたで、面積は少ないんですけれども、資材置場ということで保育時の送迎に関わる保護者の安全というか、そういう交通の形勢があるもので、申請者にそのことは十分説明をして、安全対策を取るようにということは言わせてもらったわけでありまして、何ら問題

__、台帳地目・現況地目とも畑、面積 271㎡ 外1筆、合計面積 1,2 23㎡。

	はないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	5番、お願いします。
結城委員	18番 結城です。5番について説明をいたします。5日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。山間の田畑で耕作はほとんどできないと。昭和45年頃に植林をされたということでございます。始末書には写真が添付されているということでございますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。 どうですか。 よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、 これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (所有権移転)を議題とします。お願いします。
事務局	8ページから11ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移 転)でございます。
	番号1、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 戸木町卯ノ花、台帳地目・現況地目とも田、面積 768㎡ 外1筆、合計面積 1,174㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、421.2㎡、樹木の影を回避するため、有効設置面積 1,004㎡に対するパネルの設置率は、転用面積の42%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 栗葉、受人、渡人、申請地 久居一色 町本郷、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 409㎡ 外2筆、合計面積 896.88㎡。

パネル設置面積は、518.42㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.

発電施設用地とするものです。

8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号3、地区 栗葉、受人 株式会社 代表取締役、 渡人、申請地 久居一色町新畑、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 598㎡ 外1筆、合計面積 1,186㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、 $434.59 \mathrm{m}^2$ 、隣地アパートとの保安距離確保とメンテナンススペース確保のため、有効設置面積 $1,072 \mathrm{m}^2$ に対するパネルの設置率は、転用面積の 40.5% になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。
番号4、地区 栗葉、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 稲葉町北出、台帳地目・現況地目とも畑、面積 505㎡ 外1筆、合計面積 776㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、483.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の62.4%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号5、地区 栗葉、受人、渡人、申請地 稲葉町上鴻野、台帳地目・現況地目とも畑、面積 175㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 波瀬、受人、渡人、申請地 一志町波瀬広垣内、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,148㎡。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、397.72㎡、山影の影響を受ける部分を回避して設置するため、パネルの設置率は、転用面積の34.6%になりますが、パネル周囲をフェンスで囲い、計画全体として申請地を太陽光発電施設用地に供することが認められます。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号7、地区 波瀬、受人 株式会社 代表取締役、 渡人、申請地 一志町波瀬広垣内、台帳地目・現況地目とも田、面積 284㎡ 外3筆、合計面積 1,224㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、582.1㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.6%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区	波瀬、受人	株式会社	代表取締役、
			、台帳地目・現況地目と
		合計面積 1, 165	
これにつきまし	ては、受人に	は、渡人から申請地を	譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とす	⁻ るものです。		
パネル設置面積	漬は、582.	10㎡、パネルの設	置率は、転用面積の50.
1%になります。			
農地区分は、第	第2種農地と半	判断されます。	
番号9、地区	波瀬、受人	株式会社	代表取締役、
渡人、	申請地 一記	齿町波瀬広垣内	、台帳地目・現況地目と
も畑、面積 55	2 m² 外3筆	E、合計面積 1,48	$3 3 \mathrm{m}_{\circ}^{2}$
これにつきまし	ては、受人に	は、渡人から申請地を	譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とす			
			た有効設置面積1,370.
	•	は、転用面積の42.:	3%になります。
農地区分は、第	52種農地と半	判断されます。	
或日 :	· 7474 20 1	14 A 4-44	/ N + 元 / 文 / II.
番号 10、地区	. 波測、党人	、 株式会住	_ 代表取締役、
			、台帳地目・現況地目と
		色、合計面積 959r	*
		ス、	譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とす		1 パラルの部果本	は、転用面積の60.7%
になります。	(IL, 002.	III、ハイルの故画年	*は、料用面積9700.7%
になりまり。 農地区分は、第	5の猛曲州し4	川形とります	
長地四刀は、牙	7.4 俚戾地亡十	·別例で40より。	
番号11、地区	· 波瀬、受人	、株式会社	_ 代表取締役、
			、台帳地目・現況地目と
		E、合計面積 815r	
			譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とす	るものです。		
パネル設置面積	は、582.	1 m²、パネルの設置率	は、転用面積の71.5%
になります。			
農地区分は、第	第2種農地と半	判断されます。	
			_ 代表社員 株式会社
職務執	外行者	、渡人	、申請地 一志町波瀬岩ノ
		地目とも田、面積 4	4 2 m ² 外 1 1 筆、合計面
積 5,483 r	-		
		は、渡人から申請地を	譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とす		0 0 = 2 -1 3112 > 3 -1	
			要となる調整池の整備及び
** :			それらを太陽光発電設備の
整備と一体的なも	のと判断し、	たこから算出する太陽	易光発電設備の設置割合は、

転用面積の42.6%になります。

れ、諮問事項については適切と認められた答申を得ております。 森林法に基づく林地開発申請についてもなされており、林地開発許可と同時 の許可となります。 番号13、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 渡人 ____、申請地 一志町片野北浦___、台帳地目・現況地目とも 畑、面積 495㎡ 外1筆、合計面積 1,047㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、589.17㎡、パネルの設置率は、転用面積の56. 3%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号14、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 ____、 渡人 ____、申請地 一志町片野北浦____、台帳地目・現況地目とも 畑、面積 251㎡ 外1筆、合計面積 502㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、444.41㎡、パネルの設置率は、転用面積の88. 5%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 _____ 代表取締役 番号15、地区 家城、受人 株式会社 渡人 、申請地 白山町南家城西出 、台帳地目・現況地目と も畑、面積 1,216㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、586.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の48. 3%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 _____ 代表取締役 番号16、地区 家城、受人 株式会社 渡人 、申請地 白山町南家城西出 、台帳地目・現況地目と も畑、面積 204㎡ 外2筆、合計面積 1,013㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、586.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の57. 9%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号17、地区 倭、受人 株式会社 _____ 代表取締役 渡人 、申請地 白山町佐田車垣内 、台帳地目・現況地目と も田、面積 1,120㎡ 外1筆、合計面積 1,483㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

当案件につきましては、6月11日開催の第51回常設審議委員会に付託さ

農地区分は、第2種農地と判断されます。

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、 $452.13 \,\mathrm{m}^2$ 、駐車スペースと進入路を確保した有効設置面積1,271.32 mに対するパネルの設置率は、転用面積の35.6%になりますが、パネル周囲をフェンスで囲い、計画全体として、申請地を太陽光発電施設用地に供されることが確認できます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は17件、合計面積は21, 745. 88 ㎡、このうち田が9, 511 ㎡、畑が11, 492 ㎡、その他が山林と宅地で742. 88 ㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

- 田口委員 6番 田口です。これも5日に現地を見てまいりました。場所はちょうど______のすぐ東です。これは何ら問題なく、事務局説明どおりでございますので、よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。2番から5番、お願いします。

続きまして、5番ですけれども、これも森委員、地元推進委員と現地を確認してまいりました。場所が_____北東約500mのところでございます。これにつきましても、担当委員からは何も問題ないということで伺っております。以上です。

議長 ありがとうございます。6番から12番、お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。これは5日、2号議案で出たのと同じで、地元推進委員 と一志事務局とで確認をしてきましたが、6番から11番は同じところで、斜 面で畑、段々畑だったと思うんですよ。境界は皆、立会い確認しましたと聞いていましたけれども、見た目が一つの山。太陽光でしか活用方法がないような感じでした。問題はないので、よろしくお願いします。

12は、大きな太陽光の開発でして、現地は山で、これも全体としての計画が出ているようで、何の問題もありません。よろしくお願いします。

議 長 13、14、お願いします。

守山委員 15番 守山です。この13、14のこれは私と本庁の次長と、それから地 元推進委員、一志事務局にも行ってもらって、見せていただきました。この周 りには太陽光パネルが設置されておりまして、一つのところへ固まっておりま す。何ら問題はないということでありますので、よろしくお願いします。

議 長 15、16、お願いします。

議 長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定し たいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 12ページをお願いいたします。

	議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権) でございます。
	番号1、地区 波瀬、借人 合同会社 代表社員 株式会社 職務執行者、貸人、申請地 一志町波瀬岩ノ谷、台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡ 外9筆、合計面積 9,589㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 内容については、議案第3号 番号12と同様でございます。
	以上、件数は1件、合計面積は9,589㎡、このうち田が7,952㎡、畑が1,637㎡でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
宮本委員	14番 宮本です。さっき言い忘れましたが、これも先ほどの案件と同じ5日に、この本庁から局長や皆さんに出席をしていただいて、地元推進委員立会いの下、事業者が立ち会って、説明をしてくれました。要件は整っとるようですので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。 よろしいか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、 これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)を議題とします。事務局、説明願います。
事務局	13ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借) でございます。
	番号1、地区 八ッ山、借人、貸人、申請地 白山町山田野福岡前、台帳地目・現況地目とも畑、面積 237㎡ 外1筆、

合計面積 429 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は $429 \,\mathrm{m}^2$ 、このうち田が $192 \,\mathrm{m}^2$ 、畑が $237 \,\mathrm{m}^2$ でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお願いします。

西森委員 17番 西森です。6月5日、地元推進委員、それから私と、申請者の息子さんである____、それから白山事務局で現場を見てまいりました。場所なんですが、____、あそこから川を挟んだ前の集落の真ん中ぐらいにある場所でして。現場ですが、個人住宅用地にするということで、既に整地はされていたんですが、周りに関しても自分のところの田んぼだということで、何ら問題ないということで判断をさせていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定し たいと思います。

> 続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、 説明願います。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口神田____、台帳地目 烟、現況地目 宅地、面積 $421\,\mathrm{m}^2$ 外1 筝、合計面積 $534\,\mathrm{m}^2$ 。

これにつきましては、平成31年度固定資産税台帳記載事項証明書(評価証明)により、申請地を、明治より住宅・製材業用地等として、令和元年11月まで隣地宅地と一体利用管理し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明

事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で534㎡でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

西森委員 17番、西森です。これも6月5日に地元推進委員、それから私と、白山事務局と行ってまいりました。もともと製材所がありましたので、この製材所の一部というか、建物は全て壊されて、完全に整地されたような状態でした。あとは事務局の説明どおりということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することと決定し たいと思います。

> 次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。 事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で21, $253 \, \text{m}$ 、畑の賃貸借、使用貸借で14, 357. $72 \, \text{m}$ 、契約件数は $12 \, \text{t}$ でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で22,66 7㎡、畑の使用貸借で280㎡、契約件数は7件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で6,490㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1, $679 \,\mathrm{m}^3$ 、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて52,089㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて14,637.72㎡、合計契約件数は24件、合計面積は66,726.72㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区6件、一志地区5件、白山地区1件で合計12件、合計面積は45,958.72㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で50%、面積で68.9%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺い したいと思います。

よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長それでは、意見もないようでございますので、お諮りします。ただいま審議 をいただきました議案第7号につきまして、よろしいですか、皆さん。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして適正であると認め、市長に進 達することといたします。

これで、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございました。

これをもちまして、第6回第2農地部会を閉会します。

午後2時49分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

<i>Δ</i> . ∓π	\mathbf{O}	生	\boldsymbol{c}	\Box	1	\cap	
令和	<u> </u>	┯-	O	Н	1	9	日

議事録署名者	
議事録署名者	